

# 四街道市小規模水道条例・施行規則の制定について

## 1. 制定の経緯について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次権限一括法)の施行に伴い「水道法」の一部が改正され、これまで水道法に基づき県が実施してきた「専用水道」及び「簡易専用水道」に係る事務の権限が市に移譲されることとなりました。

この事務と密接に関連するものとして、水道法等による規制の適用を受けない「小規模水道」の規制及び指導等に係る事務があります。

このような「小規模水道」に係る事務については、厚生労働省が定めた「飲用井戸等衛生対策要領(以下「要領」という。)」に基づき規制及び指導を行うものとされており、千葉県においては、要領の内容を詳細に規定した「千葉県小規模水道条例」を制定し、「小規模専用水道」及び「小規模簡易専用水道」の2種類に区分の上、一定の規制を設け指導にあたってきました。

今回の「水道法」に係る事務の権限移譲に際し、これまで県が実施していた「水道法」の適用を受けない「小規模水道」に係る事務についても、市が一体となって実施することが望ましいとのことから、今後「千葉県小規模水道条例」は市(保健所設置市については既に移譲済)については適用を除外するとの考えが県において示されています。

このことから、「水道法」の適用を受けない「小規模水道」に係る事務について、市は厚生労働省の定めた「飲用井戸等衛生対策要領」に基づき行うか、又は、県と同様に条例を制定した上で行うかのいずれかを選択する必要があります。

当市としては、県の助言もあり、これまで県が定めていた条例と同じ内容の条例を市として新たに定めた上で「小規模水道」に係る事務を行うことが望ましいと判断し、「四街道市小規模水道条例」を制定するものです。

## 2. 「千葉県小規模水道条例・施行規則」との相違点

規定する内容については、県条例・条例施行規則と大きな相違はなく、実施主体を県から市へ変更するための制定となるものです。